

179 東京大学法学部別課法学科卒業生へ無試験代言人免許資格付与に付上申
〔明治十七年十一月二十四日〕

- 総理 (加藤弘之) (花押) 庶務課 (五十嵐泰次) (坪内教之助) (石原助安) (欄外注記2)
 同心得 (池田謙斎) (富塚恂) (池田保光) (池水厚)
 教務課 (花押) (花押) (早野信忠) (司馬京太郎) (鈴木忠行) (川上博愛)
 幹事 (服部二三) (花押) 法学部長 (穂積陳重) (朱書)
 (甲第九百八十五号)

別課法学科卒業生無試験代言免許之義起案ヲ以テ文部卿へ上申相成可然哉

本学法学部本科卒業生ハ從來代言人規則ニ拠リ定式之試験ヲ要セス卒業証書ヲ証トシ直チニ代言免許相成居候処同部別課法学科卒業生之義モ本科卒業之者ニ比スレハ其学識 (抹消) (固ヨリ) (朱書) (稍) 浅深有之義ニ候得共元來該生徒も亦本邦之法律ハ勿論外国之法律ヲモ学修致候者ゆへ卒業之上ハ其学力充分代言人タルニ差支無之儀ト確信致候ニ付而ハ本科卒業生同様卒業証書ニ拠リ直チニ代言免許相成候様致 (抹消) (度仍テ其筋へ御稟議之上) (朱書) (度ニ付而) 可然御処分相成度此段上申候也

明治十七年十一月二十四日 東京大学総理 加藤弘之

文部卿 大木喬任殿

〔下札〕 追而医学部別課医学科卒業生之儀ハ卒業証書ニ抛リ直チニ開業
免許相成候成規ニ有之候条此旨為念附陳候也

〔欄外注記一〕

〔朱書〕 「付箋ハ追テ書スヘシ」 「送達済」

〔欄外注記二〕

〔朱書〕 「第四百四十二号」

〔下札〕

「且医学部別課卒業生モ卒業証書ニヨリ直チニ開業免許ニ相成候成
規モ有之旁」云々ヲ『確信致候』ノ下ニ入ルム如何^{〔補遺陳重〕}」

『文部省往復』明治十七年分三冊ノ内甲号、^{〔A 71〕}